



2020. 01. 17発行

車両制限令違反車両の通行は社会的・経済的にも大きな問題であることから東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社では車両制限令違反に対し、大口・多頻度割引制度に基づく割引停止等の措置を実施しています。

※車両制限令の一般的制限値は、総重量20トン（新規格車：25トン）、長さ12メートル、高さ3.8メートル、幅2.5メートル、最小回転半径12メートルです。なお、これを超える車は通行の許可が必要となります（一部車種では特例値があります。また、高速自動車国道及び高さ指定道路にあっては車両の長さ・軸距に応じ総重量20～25トンまで、高さ指定道路にあっては高さ4.1メートルまでの車両は許可申請が不要です。）。

重量オーバーあきまへん! 道路や橋の大敵や。

あきまへん。
重量オーバーあきまへん!

一部の違法な重量超過車両によって、道路は大きなダメージを受けています。

道路や橋には車での物理があります。
橋や道路がつくられた時期や構造はさまざま。耐えられる重量もまちがいます。「これ以上重い車両は耐えられない」という限界の重さ（重量制限）が橋や道路それぞれにあり、それを超えた重量の車両が通行すると、橋や道路に大きなダメージを与えます。

ダメージを受けたら→補修工事→通行規制で渋滞発生。
ダメージを受けた橋や道路は補修工事をしなければなりません。工事をするときには通行規制をするなど、渋滞の原因をつくってしまいます。

無重20トン車は軸重10トン車の約4,000台相当のダメージ

軸重10トン車4,000台分

軸重20トンの車1台が道路物の劣化に与える影響は、10トン車の約4,000台に相当します（同等が実施した実験結果）。また、道路物の劣化の約9割以上は、重量を違法に超過した全走行車両のおよそ0.3%の大型車両が引き起こしています。

あかんコト起こらんように/1
「特殊車両通行許可申請」をしてください。

あかんコト起こらんように/2
建設機械は分割してください。
道路法の軸重上限などの一般的制限値を越えないように、分割しましょう。

あかんコト起こらんように/3
取締の強化、道路管理者や警察、高速道路会社などで連携して対策強化しています。
地域全体で大重量の適正通行が進むよう、協議会をつくって対策を強化しています。

あかんコトしたら/1
道路法や道路交通法違反です。
運転手だけでなく運送業者にも罰金、許可取消も。

あかんコトしたら/2
とくに基準の2倍を超える重量オーバーはレッドカード！
即時、告発の対象となります。

あかんコトしたら/3
荷主が違反に関与した場合は荷主に「警告」、主体的に関与すれば「荷主警告」に準じ、荷主の名前が公表されます。

重量10tまでの車が通行可能

車両総重量 = 車両重量 + 積入重量 + 乗車正員の重量

大型車通行適正化に向けた
近畿地域連絡協議会

●事業 (一社)大阪府トラック協会、(一社)京都府トラック協会、(一社)兵庫県トラック協会、(一社)全国クレーン建設業協会大阪支部、大阪府警本部、京都市警本部、兵庫県警本部、石川県警本部、岩手県警本部、山形県警本部、秋田県警本部、福島県警本部、茨城県警本部、栃木県警本部、群馬県警本部、埼玉県警本部、千葉県警本部、東京都警本部、神奈川県警本部、新潟県警本部、富山県警本部、石川県警本部、福井県警本部、山梨県警本部、長野県警本部、岐阜県警本部、静岡県警本部、愛知県警本部、三重県警本部、滋賀県警本部、京都府警本部、大阪府警本部、兵庫県警本部、奈良県警本部、和歌山県警本部、徳島県警本部、香川県警本部、愛媛県警本部、高知県警本部、福岡県警本部、佐賀県警本部、長門県警本部、熊本県警本部、大分県警本部、宮崎県警本部、鹿児島県警本部、沖縄県警本部

●オブザーバー (公社)関西経済連合会、大阪商工会議所、近畿電気管轄局 (各不同)

●お問い合わせ 大阪府通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会事務局 (近畿地方警察庁 運輸部 交通対策課)
TEL 06-6942-1141 (F) FAX 06-6942-3911

第28回 通常総代会開催のご報告

第28回通常総代会を令和元年12月24日(火)に倉敷市民会館において開催いたしました。慎重なる審議の結果、下記の7議案すべて原案どおり可決されました。

記

- 第1号議案 平成30年度事業報告並びに決算関係書類承認について
- 第2号議案 令和元年度事業計画並びに収支予算承認について
- 第3号議案 組合員4名除名について
- 第4号議案 定款変更について
- 第5号議案 規約変更について
- 第6号議案 借入金残高の最高限度額決定について
- 第7号議案 役員報酬決定について

以上

[雑感] 新たに1年が始まりました。「2020年！」東京で開催される特別なオリンピック。これまた、楽しみな1年になりそうですね。「MONTHLY SETOUCHI」新年号をお届けします。本年もご愛顧の程、宜しくお願い致します。